

ベースアップ等加算規程



株式会社 レアジャパン

ベースアップ等加算規程

第1章 総 則

第1条（目的）

この規程は、株式会社レアジャパン賃金規程とは別に、ベースアップ等加算制度に基づき、社員および嘱託社員、パートタイマーの対し支給するベースアップ等加算金について定めたものである。

第2条（支給対象者）

ベースアップ等加算制度に定められた対象者にベースアップ等加算金を支給する。

第3条（支給額）

ベースアップ等加算金の支給額は、ベースアップ等加算制度による加算見込額の範囲内において、社員および嘱託社員、パートタイマーの別に会社が定める額とする。

第4条（支給日）

ベースアップ等加算金の支給は、原則毎月ベースアップ等加算金として支給するが、一部を賞与として12月、5月に支給ことがある。

第5条（在籍の限定）

ベースアップ等加算金の支給は、支給日に在籍していない者については支給しない。

第6条（その他）

この規程は、ベースアップ等加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

付 則

この規程は令和5年2月1日から施行する。